

堺市 西区公示送達第 21 号

下記の書類は、堺市西区役所保険年金課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和8年8月18日

堺市西区長 黒田 一未

記

- 1 送達を受けるべき者 西口 由紀子
- 2 送達すべき書類 堺市国民健康保険料に係る文書
(令和8年度 西保年第807号)

(注意) 上記書類があなたの手もとに届かなくても、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定において準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第4条の規定に基づき、令和8年8月25日に書類の送達があったものとみなされます。

堺市国民健康保険料に係る文書（令和8年度 西 保年 第807号）公示送達名簿

所管区： 西区

1/ 1頁

[illegible]